

総合計画審議会 会議経過要旨

会議名	第8回木津川市総合計画審議会		
日時	平成20年7月30日(水) 午後2時30分から午後5時まで	場所	木津川市役所第2会議室
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (議会推薦)	■高味 孝之委員
		2号委員 (公募委員)	■中谷 武弘委員、■福岡 正司委員、■中谷 啓一委員
		3号委員 (見識委員)	■真山 達志委員(会長)、□井上 典之委員(副会長)
		4号委員	□天津 泰治委員、■稲田 進委員、□大倉 恵美子委員 ■長西 養子委員、□木村 浩三委員、■中津川 敬朗委員 ■西澤 浩美委員、□西村 紀寛委員、■西村 正子委員
	庶務 (事務局)	大西企画課長、山本課長補佐、中島課長補佐、中島主任	
ワーキング	(株)地域計画建築研究所 石川		
傍聴者	1名(内、報道関係者0名)		
議題	<p>1.開会</p> <p>2.会長あいさつ</p> <p>3.議事</p> <p>(1)説明・確認事項</p> <p>①今後のスケジュールについて</p> <p>(2)審議事項</p> <p>①前回の意見に対する修正について</p> <p>②総合計画 中間原案(案)について</p> <p>4.その他</p> <p>(1)次回審議会開催日程について</p> <p>(2)その他</p> <p>5.閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1.開会</p> <p>事務局より開会を宣言した。</p> <p>2.会長あいさつ及び議事録署名委員の指名</p> <p>会長より、開会にあたり、あいさつがあった。</p> <p>なお、会議録署名委員として中津川 敬朗委員を指名した。</p> <p>3.議事</p> <p>(1)説明・確認事項</p> <p>今後のスケジュールについて</p> <p>本日の審議会以降、11月中旬の住民説明会に至るまでのスケジュールについて、事務局より資料3を基に説明し、資料のとおり確認した。</p> <p>(2)審議事項</p>		

	<p><b>前回の意見に対する修正について</b></p> <p>第 7 回審議会の経過に基づく基本計画（たたき台：第 6 章、第 7 章）の修正素案について、事務局より資料 1 を基に説明し、本日の審議会の経過を踏まえ、事務局において、必要な文言の修正・加筆を行ない、資料のとおりたたき台を修正することを確認した。</p> <p><b>総合計画 中間原案（案）について</b></p> <p>これまでの審議経過により、たたき台を修正した総合計画中間原案(案)について、事務局より資料 2 を基に説明し、本日の審議会の経過を踏まえ、事務局において必要な文言の加筆・修正を行ない、意見照会のため関係機関へ配付することを確認した。</p> <p>なお、総合計画中間原案(案)全体に関係する意見等に係る修正については、関係機関への意見照会時には反映せず、次回審議会までに事務局において修正案を検討し、次回審議会で確認することとした。</p> <p><b>4．その他</b></p> <p>(1) 次回審議会開催日程について</p> <p>第 9 回審議会の開催日程について、次のとおり調整した。</p> <p>なお、開催場所については、別途調整し連絡することとした。</p> <p>日時：平成 20 年 9 月 3 日(水) 午後 1 時 30 分から</p> <p>(2) その他</p> <p>特記事項なし。</p> <p><b>5．閉会</b></p>
<p>会議経過要旨</p>	<p><b>1．開会</b></p> <p><b>2．会長あいさつ及び議事録署名委員の指名</b></p> <p><b>3．議事</b></p> <p>(1) 説明・確認事項</p> <p><b>今後のスケジュールについて</b></p> <p>本日の審議会以降、11月中旬の住民説明会に至るまでのスケジュールについて、事務局より資料 3 を基に説明し、資料のとおり確認した。</p> <p>なお、特段意見等はなかった。</p> <p>(2) 審議事項</p> <p><b>前回の意見に対する修正について</b></p> <p>第 7 回審議会の経過に基づく基本計画（たたき台：第 6 章、第 7 章）の修正素案について、事務局より資料 1 を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。</p> <p>主な意見・質疑等は次のとおり。（○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答）</p> <p><b>ア)「第 6 章環境への負荷が少ない持続可能なまちの創造」に関するもの</b></p> <p>○清掃センターについて、市長も今年度中に一定の結論を出すと表明されてお</p>

り、そのあり方を総合計画へも記述するべきではないか。

現在の案では、清掃センターについて具体的な記述がない。重要事項であるにもかかわらず、審議会で議論していないような印象を与える恐れがある。

▶ 清掃センターについては、現在庁内にプロジェクトチームを設置し、平成 21 年 3 月を目途に結論を出すべく、そのあり方を検討している。今後、プロジェクトチームの経過を見ながら、一定の結論が示された段階で、補強していく。

また、今後関係機関等への説明においては、審議会で意見のあったことを伝える。

○清掃センターについて記述するべきと考える審議会委員もあることから、現在、表記できる範囲で案を示すべきではないか。

▶ 庁内のプロジェクトチームで検討中であり、一定の結論が示された段階で、審議会へ報告し、総合計画での記載内容を検討したい。従って、現時点では、審議会で議論していただく材料がないことをご理解願いたい。

○現在、プロジェクトチームを設置して検討中であり、審議会として答申に盛り込んでも、プロジェクトチームの結果次第で変更が必要になる。中間原案では現在の表現に留め、プロジェクトチームの推移を見ながら補強を検討していく。(議長)

○次の点について、修正素案を修正する必要があるのではないか。

・意見④への修正素案に記述されている「二酸化炭素等」を、他の要因も含めて「温室効果ガス」に改めてはどうか。

・意見⑤への修正素案では、「地球温暖化実施計画の策定の検討」となっているが、同計画の策定は自治体の義務であり、「検討」を削除すべきである。

・意見⑩への修正素案について、環境教育と環境保全活動の推進の中で、環境保全の取り組みを充実してはどうか。

▶ 意見④の修正案については、ご指摘のとおり改める。

意見⑤の修正案については、「検討」を削除する方向で担当課と調整する。

意見⑩の修正素案については、そのような視点で補強する。

#### イ)「第7章まちづくりへの参画と協働の創造」に関するもの

○NPO 等と行政が協働を進めるためには、行政内部の複数の部局との調整が必要になるが、市には一元化された窓口がなく、不便である。今後、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、行政の受け入れ態勢について具体的に記述しておくべきではないか。

▶ ご指摘のとおり、現状では協働に向けた取り組みが不足していると認識しており、総合計画で協働の推進を明記し、協働に向けた市民と行政の役割分担や、職員の資質向上を図っていく。具体の取り組みについては、協働に関するガイドライン等、今後、作成を予定している指針へ反映できるよう検討していく。

○資料 117 ㊦に「人材育成の充実と定員管理」が記述されているが、その中でも協働の視点を取り入れ、具体の目標を設定して充実させてはどうか。

▶ 協働によるまちづくりを進めるための人材育成について、資料 116 ㊦の施策の基本方針に記述されており、市民ニーズに対応できる組織・機構の強化とと

もに取り組んでいく。

また、資料 23 ㉟のまちづくりの基本原則にも、「協働の原則」が明記されており、これを基本的な方針として全体の取り組みを進めていく。

○基本計画では具体的な取り組みが少なくなっているが、基本計画は施策・事業の基本方針を体系的に示すものであり、その性格からやむを得ない。具体的な取り組みについては、総合計画実施計画や個別計画において充実が図られると考える。(議長)

○意見④の修正素案に示された、「行政協力員」とはどのようなものか。

また、千葉県市川市の「1%支援制度」のような、具体的な NPO 等の支援策について、積極的に検討していく姿勢を総合計画に盛り込んではどうか。

▶ 行政協力員については、区制度の見直しの中で検討されていた事項であるが、主要な施策からは削除する。

市川市の制度については、先進事例として事務局でも調査したが、これまでの取り組みの積み上げにより実現している制度であり、直ちに実施できるものではないと考えている。引き続き、NPO 等の支援策について、調査・研究を進めていく。

○本総合計画は、木津川市のはじめの総合計画であり、特定分野の充実ではなく、全体のバランスを重視した内容になっている。

第 6 章・7 章の修正については、概ね修正素案のとおりとし、本日の審議経過を受けて、事務局において必要な加筆・修正を行なうこととする。(議長)

#### 総合計画 中間原案(案)について

総合計画中間原案(案)について、事務局より資料 2 を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶ …質疑に対する返答)

#### ア) 総論・基本構想又は総合計画全体に関するもの

○市内の高等学校では、地域での学習活動や福祉活動に取り組んでおり、高等学校と市のつながりについて、補強が必要ではないか。

▶ 意見を受け、高等学校の活動についてどのように補強するか、中間案の策定までに全体的に検討する。

○3 ㉟の総合計画の構成について、実施計画はいつどのように策定するのか。基本構想と基本計画の策定後に取り組むのであれば、市民にもわかるように、その旨記載しておくべきでないか。

▶ 審議会では、諮問に基づき、基本構想と基本計画について審議のうえ、答申していただく。実施計画については、基本計画に示された施策を具体的に進めていくための計画であり、財政計画との整合も図る必要があることから、基本構想・基本計画の策定後、検討していく。そのことが市民にも伝わるよう、案を補強する。

○34 ㉟「関西文化学術研究都市まるごと活用戦略」などにおいて、まちづくり

における学研都市の活用も重要であるが、研究施設等が実施する実証実験への参加など、学研都市に対する市民や行政の支援も必要である。

また、戦略のイメージについて、学研都市が木津川市に包含されているが、市外のクラスターとの連携が必要であり、学研都市と木津川市が一部重複するような表現に改めてはどうか。

▶ 学研都市においても双方向の取り組みが必要であり、協働の視点を充実させる。

イメージについては、まず市内の立地施設との連携を深めるべきとの考えから、このような表現になっているが、関係機関等への意見照会結果も踏まえて検討していく。

「戦略における市民と行政の協働の方向と主な役割」については、中間原案で初めて記載したものであり、引き続き検討する必要がある。

○基本計画について、概ね5年後を目途に見直すこととしているが、市長の改選周期に整合させてはどうか。

審議会では、市長の諮問に応じて審議しており、市長が代われればそのマニフェスト等を考慮して、新たに検討する必要もあるのではないかと考える。

▶ 木津川市としてはじめての総合計画でもあり、一定期間は統一的な方針をもってまちづくりを進めるべきと考えている。

社会情勢に特段の変化がある場合は別として、基本構想で10年間の目標を定めてまちづくりを進める中で、中間年度の5年後に施策の方針を確認していく。

市長によって、施策の重点は変わってくると思うが、中間年度での見直しと実施計画により対応できると考えている。

○意見のように、改選によるマニフェスト実現のために総合計画を見直している団体もあるが、それは市長の判断である。

基本構想の変更は議決が必要であるが、基本計画については、計画年度中であっても市長の判断で変更されることもあり得ると考える。また、施策や事業の優先順位の変更であれば、実施計画でも可能である。

計画自体は、一定の期間を定めて策定する必要性についても理解できる。市長が基本計画の見直しが必要であると判断した場合、それができないということをも明記していないことから、案のままで良いのではないかと考える。（議長）

#### イ) 基本計画第1章「個性を活かした魅力ある地域文化の創造」に関するもの

○45 条の国指定文化財の一覧について、特別史跡以外の史跡も重要なものであり、一覧に掲載してはどうか。

▶ 確認する。

○45 条の国指定文化財の一覧について、重要有形文化財に同様の名称が複数掲載されているため、どこに所蔵されているものかわかるように記述してはどうか。

また、16 条の歴史的・文化遺産の図について、文化財等を追加してはどうか。

▶ 一覧については、意見を受けて分かりやすい方法を検討する。歴史的・文化遺産の図については、一定の基準に基づいて掲載していく必要があり、追記すべき具体的な文化財等があれば意見をいただき、検討する。

ウ) 基本計画第3章「誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造」に関するもの  
○71 頁の「福祉関連施設の整備・充実」において、合併による施設の統廃合による空スペースを障害福祉センター等としての活用が記述されているが、高齢者と子育て世代の交流のための施設としての活用も検討してはどうか。

▶ 中間原案では、高齢者と子育てに対する施策を分けて記載しているが、国の施策動向も注視しながら、中間案の策定までに補強していく。

エ) 基本計画第4章「豊かな心を育む教育・文化の創造」に関するもの

○市町村においても食育基本計画の策定が必要であるが、現在、木津川市では策定されておらず、策定に向けた取り組みについて明記するべきではないか。

▶ 食育については、以前もご意見をいただいております、82 頁の「学校教育の充実」の中で、食育の推進を明記している。

オ) 基本計画第8章「まちづくりの成果指標」に関するもの

○地産地消の推進については、学校給食だけでなく、病院や福祉施設での地元食材の活用状況や朝市等での販売目標も含めるべきではないか。

また、平成25年度末と平成30年度末の目標数値が30%となっているが、平成25年度末で目標を達成するという事か。

▶ 市としての目標数値であり、病院や福祉施設などの民間施設に関して総合計画に記載するのは困難である。

学校給食で使用した地元食材の比率については、現状数値と平成25年度末の目標数値は、給食を実施した日の内、1品目でも地元食材を使用した日の割合であり、平成30年度については、毎日地元食材を使用し、尚且つ一日あたりの食材品目での地元食材割合を30%とするものであり、その旨を備考に記載している。

○地元食材の使用割合については、品目別ではなく、生産高やカロリーベースで記載した方がよいのではないか。

▶ ご指摘を受けて、調査・検討する。

○自然の保全と継承において、里山の維持管理活動への参加者数を成果指標にしているが、維持管理活動により整備・保全した面積がより適切ではないか。

環境負荷の低減において、二酸化炭素排出量にはガソリン等の消費による影響を加味するべきであり、自然エネルギーの利用率やエネルギー自給率についても目標を設定するべきではないか。

また、京都府の例を参考に、フードマイレージや府内木材の利用についても目標設定できないか。

▶ これまで、成果指標の設定に際し、担当課で成果指標の数値化を検討し、可能な限り中間原案に示しているが、現状を数値することが困難な項目もある。

今後、引き続き調査・検討し、望ましい項目が出れば改善していく。

○中間原案について資料のとおり確認し、本日の会議経過により一部修正の上、先に確認したスケジュールにより関係機関へ意見照会することとする。

今後、意見等があれば中間案へ反映させるため、8月18日までに事務局へ連

絡することとする。(議長)

4. その他

(1) 次回審議会開催日程について

日時：平成20年9月3日(水) 午後1時30分から  
開催場所については、別途調整し連絡することとした。

6. 閉会

以上。

その他  
特記事項

特になし。